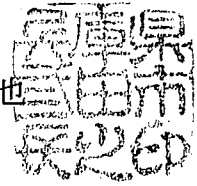


三田市精神障害者家族会にじの会
会長 [REDACTED] 様

三田市長 田村 克也



精神障害者の福祉施策に関する要望書について (回答)

向春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年11月15日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。なお、学校教育部にかかる質問につきましては、教育委員会から取り寄せた回答となります。

記

1. 2021年6月11日国土交通大臣指示通知により、『精神障害者にJRの割引の導入促進』が明確に記載されていますが、未だに実現に至っていません。JR西日本及び神姫バスに対しても割引が導入されるよう働きかけて下さい。(障害福祉課、交通まちづくり課回答)

精神障害者の外出支援及び社会参加の観点からは、JRを含めた公共交通機関の運賃割引は、有用な施策の一つであると考えております。また、身体障害者、知的障害者に対する公共交通機関の運賃割引と比べて、精神障害者に対する割引制度は実施率の地域格差が大きく、また障害の種別により取扱いが異なる現状であると、認識しております。

一方で、当該運賃の割引につきましては、交通事業者において割引した料金が全て事業者負担となることから、安定した事業の運営の観点からは、導入が難しいと聞いております。

2. 重度障害者医療費助成の対象を精神1級のみから2級、3級に拡大してください。精神障害者の収入は、例えば、通所型の就労継続支援B型事業所での平均月収約1.6万円と非常に少ないため、最低限の健康的な生活レベルの確保のために必須の助成です。近隣では奈良県、愛知県等は県全体で対象範囲が拡大されています。兵庫県内でも、2級、3級に拡大している市町が11市1町に増加しています。精神科入院費用の助成も一部の市町村で進められていますが、三田市としても助成制度の拡大を進めてください。(国保医療課回答)

三田市の重度障害者医療費助成制度は、県制度に準じつつ低所得世帯への配慮から、所得制限の基準を世帯合算ではなく、三田市独自に世帯内の最高所得者のみで判定することとしております。

なお、今後とも県との連携を図りながら、三田市における受診状況や社会情勢の変化、他市町制度の動向を注視してまいります。現時点においては限られた予算の範囲内で助成対象を拡大することは困難であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

3. 自動車税や自動車取得税について、精神障害者1級には減税処置がありますが、2級、3級にはありません。2項で述べたように、生活レベルは、1、2、3級とも同じであり、経済的に必須の状況となっています。是非、2級、3級に拡大してください。(税務課回答)

軽自動車税(種別割)は市税(三田市が賦課徴収)であり、身体障害者等に係る減免につきましては、等級及び手帳の種類に関係なく、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方を減免対象としております。

自動車税(種別割)及び自動車税(環境性能割)につきましては県税(兵庫県が賦課徴収)であることから、市でお答えするのは出来ませんが、ご要望を県に伝えてまいります。

4. 令和4年度から高等学校の保健体育で「精神疾患の予防と回復」の教育が始まっています。更に中学、小学校にも進めてください。この教育に関し、学校での教育や児童生徒及び教職員の方々への支援、研修などの機会において、精神疾患・精神障害当事者や家族の病の体験や主体的な対処、回復の過程などの経験と想いを伝え、交流する機会を是非検討してください。学校にて「こころの不調」を訴える人が出てきた時に、生徒、家庭、教職員のみならず、地域の関係機関の専門職と繋がるような取組支援を進めてください。(学校教育課回答)

義務教育段階では、学習指導要領の中に、心の健康について課題を発見し、その解決に向けて行動できるように、発達段階に応じた指導を行うとあり、各学校では、保健体育の分野で指導をしているところです。その中で、当事者の方から体験を聞くことでその理解を深める機会を持ち、学習を深めることは重要と考えます。貴重なご意見として、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

また、各学校では子どもたちが危機的状況に対応するために適切な援助希求行動を取ることが出来るように「SOSの出し方教育」を行うよう指導しております。子どもたちが身近な人に相談し、相談を受けた方が適切な関係機関に繋げることが出来るように、今後も学校を支援してまいります。

5. 平成30年度の厚生労働省職業安定局データによると、精神障害者の就労率は、発達障害者を含めても、5.7%と身体障害者の10%、知的障害者の17.5%から比較しても極端に低くなっています。最近の障害者雇用率も未達です。精神障害者の経済的安定を目指し、就労促進に向けた取り組みが進められるように、企業などに働きかけてください。(障害福祉課回答)

三田市では、障害者の就労に関する相談窓口として、三田市障害者就業支援センターを設置しております。三田市障害者就業支援センターでは、障害者雇用について企業等に対して訪問を行い、障害の理解や職場での配慮事例、環境づくりのヒント等を伝える活動を行っております。

また、本人の体調に合わせた勤務時間や勤務曜日の調整の提案を実施したり、企業と本人の中立的な立場で、本人が言えない、言いにくい症状や配慮して欲しい点を代弁する等、可能な範囲で支援を行っております。今後も雇用される側とする側の双方がお互いを理解し、継続した雇用に繋がるよう必要な支援に努めてまいります。

6. 企業での精神障害者差別や不当解雇防止のために、実地調査、企業内研修を推進してください。(障害福祉課回答)

障害者差別解消法や三田市障害者共生条例においても、障害を理由とする差別の解消の推進は重点課題であり、差別事案への相談等に関しては、三田市障害者基幹相談支援センターを窓口として設置し、相談等に応じております。相談等があった場合には、企業や事業者へ事実確認や聞き取りを行い、必要に応じ指導等を行っております。

なお、企業や事業者へ障害者雇用についての必要な知識や配慮を伝える研修等も実施しており、引き続き周知等を図ってまいります。

7. 自立支援医療費の自己負担無料化、軽減に向けご検討ください。(障害福祉課回答)

自立支援医療費(精神通院)につきましては、現在、自己負担額が原則1割負担となる軽減策が設けられており、加えて市町村民税非課税世帯など所得区分に応じて、一カ月における負担上限額が軽減される措置がとられております。現在のところ、障害者総合支援法で定められた以上に軽減することや無料化の考えはありませんが、近隣市町等の状況をみながら引き続き検討してまいります。

<問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課 (TEL 079-559-5035)

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。